

○執行機関の附属機関に関する条例

(制定 昭 44. 3. 13 条例 7)

改正 昭 45. 3. 19 条例 8 昭 45. 10. 26 条例 24

昭 45. 12. 21 条例 31 昭 46. 10. 1 条例 23

昭 55. 12. 11 条例 24 平 12. 3. 30 条例 12

平 19. 6. 7 条例 16 平 25. 3. 29 条例 14

平 25. 12. 27 条例 35

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市に設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

[[地方自治法\(昭和 22 年法律第 67 号\)第 138 条の 4 第 3 項](#)]

(設置)

第 2 条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、本市に次の執行機関の附属機関を置く。

(委任)

第 3 条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

2 羽曳野市都市建設審議会条例(昭和 40 年羽曳野市条例第 339 号)は、廃止する。

附 則(昭 45. 3. 19 条例 8)

1 この条例は、公布の日から施行する。(昭 45. 3. 19 施行)

2 羽曳野市特別職報酬等審議会条例(昭和 39 年羽曳野市条例第 295 号)及び羽曳野市住居表示審議会条例(昭和 39 年羽曳野市条例第 285 号)は、廃止する。

附 則(昭 45. 10. 26 条例 24)

この条例は、公布の日から施行する。(昭 45. 10. 26 施行)

附 則(昭 45. 12. 21 条例 31)

この条例は、公布の日から施行する。(昭 45. 12. 21 施行)

附 則(昭 46. 10. 1 条例 23)

この条例は、公布の日から施行する。(昭 46. 10. 1 施行)
附 則(昭 55. 12. 11 条例 24)

この条例は、公布の日から施行する。(昭 55. 12. 11 施行)
附 則(平 12. 3. 30 条例 12)

この条例は、公布の日から施行する。(平 12. 3. 30 施行)
附 則(平 19. 6. 7 条例 16)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年羽
曳野市条例第 188 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平 25. 3. 29 条例 14)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
附 則(平 25. 12. 27 条例 35)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

1 市長の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
羽曳野市特別職 報酬等審議会	特別職の報酬等の額についての調査、審議等に関する事項
羽曳野市総合基 本計画審議会	市の総合基本計画についての審議等に関する事項
羽曳野市建設事 業再評価委員会	市が実施する国土交通省所管補助建設事業についての審議 等に関する事項
羽曳野市地域福 祉推進委員会	市の福祉事業に係る計画についての審議等に関する事項
羽曳野市社会福 祉法人設立認可 等審査会	社会福祉法人の設立の認可等及び認可外保育園の運営等に ついての審査、審議等に関する事項

羽曳野市こども夢プラン推進委員会	次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく市の計画の策定、推進、進捗状況等についての調査、審議等に関する事項
羽曳野市地域密着型サービス事業者選定委員会	地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を行う事業者の公募基準の作成及び選定についての審査等に関する事項
羽曳野市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホーム入所措置等の要否の判定についての審査等に関する事項
羽曳野市予防接種健康被害事故調査委員会	市が実施した予防接種により発生した健康被害に関する医学的見地についての調査、審議等に関する事項
羽曳野市健康づくり推進協議会	市民に密着した総合的な健康づくりの推進についての審議等に関する事項
羽曳野市住居表示審議会	市の住居表示についての調査、審議等に関する事項
羽曳野市同和対策総合計画実施推進協議会	市の同和対策総合計画事業の実施についての審議等に関する事項
羽曳野市バリアフリー基本構想協議会	市のバリアフリー基本構想の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整等に関する事項

2 教育委員会の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
羽曳野市教育委員会評価委員会	教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての評価、審議等に関する事項
羽曳野市立幼小中学校園校区審議会	市立幼稚園、小学校及び中学校の新設又は移転若しくは通園学区域についての調査、審議等に関する事項
羽曳野市教科用図書選定委員会	市立小学校及び中学校において使用する教科用図書及びその採択についての調査研究、審議等に関する事項
羽曳野市子ども読書活動推進委員会	羽曳野市子ども読書活動推進計画の策定、進捗状況の検証及び効果的な推進についての審議等に関する事項